

# 農業委員会だより

DAISEN City Agricultural Committee Public Relations

2023.4.1 No24

飾らない美しさが  
魅力のラナンキュラス



ポワント

グランベル

オンフルール

注：ピンクのラナンキュラスの花言葉は「飾らない美しさ」です。多くの人が好む色とされています。

表紙題字：谷口藤美氏

## 管内農業者等の紹介①

表紙の写真は、太田地域の藤本俊平さん（29歳）です。

藤本さんは、大仙市の東部新規就農者研修施設で2年間研修し、農業についての知識や技術を学び25歳の時に就農しました。就農後は花卉のトルコギキョウを主に栽培しており、冬季間の花としてラナンキュラスを選択しています。トルコギ

キョウはハウス4棟で栽培し、6月上旬から7月上旬にかけて時期をずらしながら定植し、9月から10月にかけて収穫しています。定植後の7月中旬頃から芽かき作業に追われるため、家族の手を借りながら管理しているようです。冬季間のラナンキュラスはハウス1棟で栽培しており、9月下旬に球根を植え



真剣なまなざしの選別作業

て11月下旬から4月上旬にかけて収穫時期を迎えます。取材時にハウスを見せてもらいましたが、冬季間のためハウスの温度管理には最新の注意を払っているようです。外出中の急な天候変化や定期的な換気を行わなければ病気になってしまったりと気が気でないそうですが、新しい芽がどんどん出てきており、その徹底した管理で、綺麗なラナンキュラスが咲いておりました。今後の予定を伺ったところ、トルコギキョウを増やすか



高品質をめざして頑張る藤本さん

ラナンキュラスと並行して葉ボタンに挑戦しようか検討中との事でしたが、小中高と野球で鍛えた体と礼儀正しい姿勢を見てみると、とても頼もしく何に挑戦しても高い品質の商品を出荷するのだろうと実感させられました。最後に藤本さんは「厳しい農業情勢ではあるが、試行錯誤しながら頑張っていきたい。」と抱負を語ってくれました。

広報専門委員

玉井 慎太郎（中仙地域）

# 大仙市地域農業の発展に大きく貢献 秋田県農業会議会長表彰 秋田県農業委員会大会

昨年の11月1日に大仙市で開催された「秋田県農業委員会大会」で鈴木正雄委員（協和地域）が秋田県農業会議会長より永年勤続農業委員として表彰されました。担い手への農地利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消等、農業振興及び農地利用最適化に尽力し、地域農業の発展に大きく貢献された功績が認められたものであります。また、全国農業新聞の普及に貢献した優良農業委員会として大仙市農業委員会が表彰されました。

同大会では、農地利用最適化の推進と持続可能な農業・農村を創るための政策が提案され、その実現に向け更に取り組みを強化していく事を確認しました。



受賞者を代表して表彰される鈴木正雄委員



【永年勤続農業委員】  
鈴木正雄（協和）

## 農業者年金受給者の皆様へ

### 現況届は忘れずに提出を!!

現況届は、年金受給者が年金を受給するため必要な毎年の手続きです。

- 現況届が届く時期は**：現況届の用紙は農業者年金基金から**5月末頃**に**直接受給者ご本人**あてに送付されます。
  - 現況届の提出はいつまで**：受給者本人が記入・署名し**6月中**に住所地の**農業委員会**へ提出してください。代理人が記入する場合は「代理人の欄」も記入してください。
  - 提出を忘れるとどうなりますか**：11月の支払いから提出されるまでの間、**年金支払いが差し止められます**のでご注意ください。
  - 記入を間違った場合は**：間違った箇所に**二本線**を引き、**余白**に書き直してください。**訂正印は不要**です。
  - 受給者が亡くなっている場合は**：現況届の提出は**不要**ですが、**死亡届等**の手続きをお近くの**JA**で行ってください。
  - 住所変更した場合は**：現況届は**新しい住所地**の**農業委員会**に提出してください。また**住所変更**の手続きをお近くの**JA**で行ってください。
- ※ **経営移譲年金・特例付加年金**を受給している方については「自己チェック」を確認の上、必ず記入して提出してください。

詳しくは…

農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>



農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人 **農業者年金基金**

●専門相談員

●企画調整室

TEL:03-3502-3199 TEL:03-3502-3942

# 令和5年度 大仙市農作業標準賃金・料金表

大仙市農業委員会では、令和5年度の農作業標準賃金及び料金表について次のとおり定めました。  
この表は、標準額ですので**圃場状態や作業の難易度により当事者間で協議の上、決定する目安としてご活用ください。**(金額は、10%消費税が加算されています。)

区 分			単 位	金額 (税込) 円	備 考	
トラクター	耕 起	整 理 田	10a	5,830	・細粒耕起作業の場合は別途協議願います。	
		未整理田		6,520		
		畑		6,860		
	代 か き	整 理 田	10a	6,290		
		未整理田		6,750		
	田 植 機	田 植	整 理 田	10a		5,720
未整理田			6,290			
側条施肥田植		整 理 田	10a	6,290		
		未整理田		6,980		
直 播		—	10a	5,720	・田植(直播)のみ。	
苗 代 育 苗		緑 化 苗	硬 化 苗	1箱	560	・農薬代は含みません。 ・密苗単価は当事者間で協議願います。
	730					
苗 運 搬			1箱	34		
畦 畔 つ き			片面1m	40	・圃場条件によります。	
コンバイン	刈 取	整 理 田	10a	16,470	・すみ刈は含みません。 ・一貫作業は刈取から調整までとします。 ・色彩選別料は含まない。	
		未整理田		17,620		
	一 貫 作 業	整 理 田	10a	29,290		
		未整理田		31,460		
籾 運 搬			10a	1,660		
籾 乾 燥			60kg	1,060		
籾 摺 り 調 整			60kg	500		
籾 摺 り 調 整 (色彩選別含む)			60kg	730	・色彩選別単独の場合は、330円/30kg(税込)但し労賃は含まない。	
地 上 防 除			10a(1回)	1,500	・農薬代は含みません。	
オ ペ レ ー タ ー			1時間	1,300	・作業種別ごとに協議願います。	
一 般 作 業			1日	7,000	・作業時間は8時間とし、賄いはなしとします。	

※未整理田とは30a未満の圃場をいいます。

## 大仙市農業委員会農地賃借料情報

地域における賃借料の目安となる実勢の農地賃借料情報を次のとおり提供します。

大仙市農業委員会管内における令和4年1月から12月までに農地法及び農業経営基盤強化促進法により締結（公告）された賃貸借における賃借料水準は次のとおりです。

**圃場の面積、形状、収量、日照、水利等の条件を勘案し、資材価格及び燃料費の価格変動などを考慮して、貸し手、借り手の当事者間で協議のうえ、賃借料を決定する目安としてご活用下さい。**

※この情報は、1年間の平均を算出したものです。

※農地中間管理機構を通じた案件も含まれております。

### ■田（水稲）の部

(10a当たり：円)

地 域 名	平均額	最高額	最低額	データ数
大曲、中仙、仙北、太田	13,000	21,000	500	3,720
神岡、西仙北、協和、南外	9,000	23,000	500	1,375
(参考) 大仙市平均	12,100			5,095

※1 畑については、提供できる賃借料情報が少ないことから表記しません。

※2 (参考) の平均額は、データ数による平均の値です。

※3 データ数とは、集計に用いた筆数です。

## 違反転用は許しません!!

農地転用には農地法の許可が必要です。

農地を農地以外の用途にすることを「農地転用」といいます。その場合には農地法の転用許可が必要です。転用許可を受けずに転用を行った場合は、農地法に違反することになり、原状回復命令や罰則の適用等の処分を受けることになります。また、許可申請書を提出していても、許可がおりる前に工事を始めることも違法です。この許可制度は、食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することを目的としています。農業者だけでなく、事業のために開発に携わる人も農地転用許可制度を正しく理解して法令順守に努めましょう。転用する場所や事業内容によって、許可要件および申請書類が異なりますので事前に農業委員会事務局又は各分室にご相談ください。

# 消費税のインボイス制度について

## 令和5年10月1日からインボイス制度が始まります!

- **インボイス(適格請求書)制度とは**
    - 消費税は、農産物等を買った際に預かった消費税から、肥料等を買った際に支払った消費税を差し引いて(仕入税額控除)計算し、納税する仕組みとなっています。
    - 買い手が消費税の仕入税額控除を行うためには、売り手が発行する**インボイスの保存が要件となります**。
    - 売り手であるインボイス発行事業者は、買い手である**取引相手(課税事業者)から求められた時は、インボイスを発行しなければなりません**。また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。
  - **インボイスとは**
    - 売り手が買い手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。
    - 具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」「適用税率」「税率毎に区分した消費税額等」の**必要事項の記載が追加された請求書や納品書、領収書等です**。買い手は仕入税額控除の適用を受けるために、売り手であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存が必要になります。
  - **インボイス制度のポイント**
    - 令和5年10月から事業者が仕入税額控除を行うためには、原則として、仕入先からインボイスを発行してもらい、保存しておく必要があります。
    - インボイスは、**税務署長の登録を受けた消費税の課税事業者のみが発行できます**。なお、免税事業者はインボイスが発行出来ません。
    - 売り手が令和5年10月の制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、**原則令和5年3月31日までに登録申請が必要です**。(「**令和5年度税制改正の大綱**」が閣議決定され、**令和5年9月30日までの申請は登録されることとなりました**。)
  - **インボイス制度の特例**
    - 「卸売市場」「農業協同組合」「森林組合」及び「事業協同組合」等に委託して農産物を販売する場合、出荷した農業者のインボイス交付義務が免除されます。
    - 農業協同組合への出荷の場合は、「無条件委託販売」かつ「共同計算方式」が要件となります。
  - **「取引」や「支払い」の事例**
    - **課税事業者である集荷業者や飲食店と直接取引している**。(取引先はインボイスがもらえないと仕入税額控除ができないので対応が必要です。取引先に確認して下さい。)
    - **直売所やスーパー等の直売コーナーで販売している**。(店舗によって対応が異なるため、出荷店舗に確認して下さい。)
    - **農業協同組合へ出荷している(無条件委託販売&共同計算)**(農業協同組合がインボイスを発行するので、農業者の対応は不要です。)
    - **農業法人において構成員や地主等への農作業等の対価を作業委託費やほ場管理料、従事分量配当等として支払っている**。(インボイス発行事業者になっていない法人構成員や地主、貸主に支払った経費は仕入税額控除できず、法人が納付する消費税額が増える可能性があります。なお、「地代」は消費税が非課税なので関係がありません。)
- ※インボイス制度に関する詳しい内容については、国税庁のホームページ「インボイス制度特設サイト」やお近くの税務署にご相談下さい。

## 全国農業新聞

経営とくらしに役立つ  
情報をお届けします!  
農家のための情報誌

「全国農業新聞」  
発行日 週一回(金曜日)  
購読料 月700円  
送料、税込み

購読料の支払いは、JAの  
口座引落しが便利です  
お申込みは、農業委員会事  
務局または各分室まで

## 農業委員会へのお問い合わせは

事務局(神岡支所内)…0187-72-4611(直通)  
大曲分室……………0187-63-1111(代表)  
西仙北分室……………0187-75-2966(直通)  
中仙分室……………0187-56-2325(直通)  
協和分室……………018-892-3694(直通)  
南外分室……………0187-74-3001(直通)  
仙北分室……………0187-63-3003(代表)  
太田分室……………0187-88-1115(直通)

## 許可申請の締切日等

各種申請書の提出締切日と許可書の交付日は基本的に下記のとおりです。

申請内容	締切日	許可書交付日
農地の権利移動の許可 (農地法第3条)	毎月20日頃	翌月の総会終了後 1週間以内
農地転用の許可 (農地法第4・5条)		翌月の総会終了後1週間以内 もしくは3週間以内
農用地利用集積計画に 関する申請	随時 受付	翌月の総会終了後 1週間以内
買受適格証明申請		翌月の総会終了後 1~2日後

# 大仙市議会「産業建設常任委員会委員」との 意見交換会

去る1月12日に神岡農村環境改善センターに於いて、大仙市議会「産業建設常任委員会委員」と「農業委員」及び「農地利用最適化推進委員」との意見交換会が開催されました。当日は、高橋徳久産業建設常任委員会委員長をはじめ7名の委員の出席を頂き、意見交換を行いました。会議の冒頭に細谷精悦農業委員会会長より各農業委員から提出された質問・意見を取りまとめた「要請書」が提出されました。また、農業委員等から多数の意見・要望があり、それに答える形で活発な意見交換が行われ、今後の農地利用最適化等を推進する施策の改善に向け、大変有意義な会となりました。

「要請書」の内容は次のとおりです。

- 1、中山間地域の農地の過疎化対策について
- 2、(1) 中小規模農家への支援について (2) スマート農業に対する支援について (3) 大豆等の推進について
- 3、個人経営農家への支援拡大について
- 4、大仙市の農業施策の方向性について
- 5、(1) 物価高騰対策の恒久化について (2) 農業後継者不足の解消について
- 6、(1) 水田活用の交付金見直しについて (2) 地域農業を存続させる農政について (3) 市道（農道）や河川沿いの雑木の伐採、撤去について



活発な意見交換する農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さん



意見・要望に対して丁寧な回答をする産業建設常任委員の皆さん



## 管内農業者等の紹介②

神岡地域でトマト栽培を営んでいる高橋麗香さん（50歳）をご紹介します。

高橋さんは、中国吉林省出身で平成16年に国際結婚し、翌17年に大仙市神岡地域に嫁いできました。現在は、ご主人と高校2年生の息子さんとの3人暮らし。農作業もさることながら、「毎朝2人分の弁当作りが大変」と笑いながら語る高橋さんですが、嫁いできたばかりの頃は農業が未経験で大変だったよ



最盛期を迎えたトマトの収穫

うです。空いた時間に野菜栽培を始めたものの思うように栽培ができないため本格的な農業を目指し、大仙市の新規就農者研修施設でノウハウを学び、昨年就農したばかりの農業1年生です。現在はハウス3棟にトマトを栽培しています。一年間を振り返り7月の高温障害や青枯れ病には苦労したものの、JAや県振興局の指導を受け、無事乗り切り、手ごたえは十分に



忙しいけれど毎日が楽しいと語る高橋さん

「忙しくて昼ご飯が午後の遅い時間になる事もありますが、毎日楽しい」と語る高橋さん

は、昨年の「種苗交換会」では秋田県知事賞を受賞。更には自動車は無論、ホームヘルパーや農業簿記の免許まで取得した頑張り屋で、今年は、さらに栽培面積を増やす計画のようです。今後も、異国の地で奮闘する高橋麗香さんの活躍を期待したい。

## 編集後記

春の訪れと共に農業委員会だよりをお届けさせて頂きます。毎号工夫を凝らして情報を編集していますので、是非御一読願います。

さて、グローバル経済社会の中でコロナウイルス感染や国の侵攻により、世界経済が混迷を深めています。食料を生産している農業も肥料や資材の高騰により、経営見直しを余儀なくされ、今こそ自らの経営をマネジメントして分析し、改善する力が求められている事と思います。厳しい時代だからこそ未来に咲き誇れる経営感覚を磨いて行けたら、地域の活力へ繋がる事と思います。末尾になります。令和五年が皆様にとって明るく幸せな年になります事を願っています。

広報専門委員

小松 伸一（仙北地域）



大仙市

農業委員会だより【第二十四号】

発行／大仙市農業委員会

〒019-11701

秋田県大仙市神宮寺字蓮沼16-13

編集／大仙市農業委員会広報専門委員会

TEL0187(7)4611

印刷／(株)秋田精巧堂